

点検整備制度と車種の関係

各定期点検整備の対象自動車は、公益性、加害性、車両の磨耗・劣化度合いを勘案して定められている。

< 主な対象車種 >

日常点検整備		
一日一回運行の開始前に点検 (いわゆる「運行前点検」)		走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検
定期点検整備		
3か月点検整備	6か月点検整備	1年点検整備
<ul style="list-style-type: none">● <u>自動車運送事業用自動車</u>(貨物軽自動車運送事業を除く)● <u>車両総重量が8トン以上</u>の自家用貨物自動車(いわゆる大型トラック)及び特種用途車● <u>乗車定員11人以上</u>の自家用自動車(いわゆるバス)● <u>レンタカー</u>の貨物自動車(軽自動車を除く)	<ul style="list-style-type: none">● <u>レンタカー</u>の乗用自動車及び軽自動車● <u>車両総重量が8トン未満</u>の自家用貨物自動車及び特種用途車(軽自動車を除く)	<ul style="list-style-type: none">● <u>自家用乗用自動車</u>(荷台や特種な設備を持たないセダン型、ワンボックス型等のいわゆるマイカー)● <u>軽貨物自動車</u>● <u>軽特種自動車</u>● <u>二輪車</u>(総排気量<u>125cc超</u>)【6か月点検の廃止を平成19年4月実施】

日常点検整備及び定期点検整備の根拠となる法律条文

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

自動車点検基準(省令)

(日常点検整備)

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 (略)

自動車点検基準(省令)

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車(前号に掲げる自家用自動車を除く。) 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 (略)

自動車の点検及び整備に関する手引(告示)

(自動車の点検及び整備に関する手引)

第五十七条 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする手引を作成し、これを公表するものとする。

一 第四十七条の二第一項及び第二項並びに第四十八条第一項の規定による点検の実施の方法

二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法

三 (略)

自動車点検基準

改正



平成19年4月1日施行

大型車

※大型車
車両総重量8トン以上のトラック
又は乗車定員30人以上のバス

ホイール・ボルト関係の点検が義務付けられます。

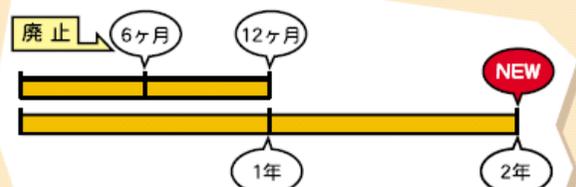
- 大型車の車輪脱落事故が多発していることから、事故の防止対策としてホイール・ボルト関係の点検項目を日常点検及び定期点検項目に追加することになりました。



二輪自動車

点検基準等の見直しが行われます。

- 二輪の小型自動車の自動車検査証の初回有効期間が2年から3年になります。
- 二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の6月点検を廃止するとともに点検基準が見直されます。定期点検は1年点検及び2年点検となります。



被^{けん}牽引自動車

定期点検の点検項目が明確になります。

- 被^{けん}牽引自動車の定期点検の点検項目について、一般の大型自動車等の区分から分離されます。これにより、3月点検では20項目、12月点検では33項目となります。



- その他、燃料装置の配管を固定するクランプについて、ゴムの劣化等がないか点検が必要です。



追加された大型車のホイール・ボルト関係の点検内容



大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



日常点検



1 目視での点検

- ホイール・ナットの脱落やホイール・ボルトの折損はないか。
- ホイール・ボルトのまわりにさび汁がでた痕跡はないか。
- ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

2 点検ハンマなどを用いての点検

- ホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩みがないか、ホイール・ナットの下部に指を添えて点検ハンマでホイール・ナットを叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイール・ナットと異なったり、濁った音がしないか。

3月点検

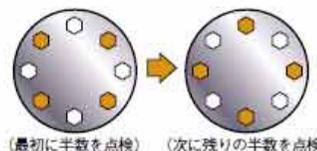
1 JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合

- トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付けます。

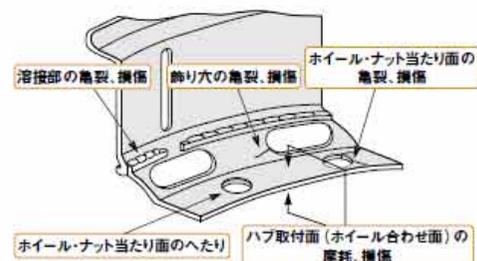
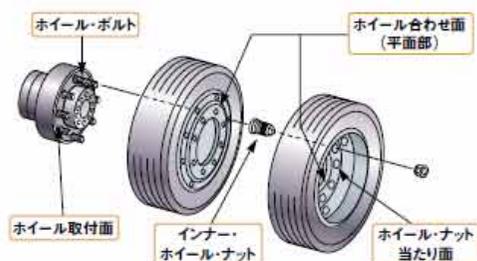
2 JIS方式のダブル・タイヤの場合

- ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- 次に、緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。

▶ダブル・タイヤの締付点検手順(右側タイヤの場合)



12月点検



1 ディスク・ホイールを取りはずして行う点検

目視などにより次の点検を行います。

- ホイール・ボルト及びホイール・ナットに亀裂や損傷がないか。
- ホイール・ボルトに伸びはないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットにさびの発生はないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状はないか。
- ディスク・ホイールのボルト穴、飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりのないか。
- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検

- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑
 - JIS方式:ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を塗布します。
 - ISO方式:ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布します。
- ホイール・ナットの締め付けは、対角線順に2~3回に分けて行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

3 注意事項

- JIS方式のダブル・タイヤの場合は、インナー・ナットについて、[1]ディスク・ホイールを取りはずして行う点検及び[2]ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウトター・ナットについてインナー・ナットと同様に点検を行います。
- ディスク・ホイールの取り付け後、ディスク・ホイールの取付状態に過度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましいとされています。)、3月点検に示す方法でホイール・ナットを締め付けます。
- 誤組防止のため、ディスク・ホイールの種類(スチール製、アルミ製)に合ったホイール・ボルト及びホイール・ナットを使用してください。

整備管理者制度

- 整備管理者制度は、事業場における点検・整備を徹底することにより事故の防止、環境の保全を図ることを目的。
- 保守管理について特に専門的知識が必要と認められる自動車について、一定台数以上のものの使用の本拠ごとに、整備管理者の選任を義務づけ。整備管理者を選任したときは、15日以内に地方運輸局長に届出を義務づけ。

		事業用	レンタカー	一般自家用	軽貨物運送事業
バス(30人以上)		一両			/
バス(29人以下)		二両			
乗車定員10人以下	車両総重量8トン以上	五両	五両	五両	
	車両総重量8トン未満	五両	十両		

(整備管理者の主な権限)

- 日常点検の実施方法を定める。
- 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する。
- 定期点検を実施する。
- 随時必要な点検を実施する。
- 点検の結果必要な整備を実施する。
- 定期点検と整備の実施計画を定める。
- 点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- 自動車車庫を管理する。
- 点検及び整備等に関し、運転者、整備員等を指導・監督する。

(整備管理規程)

- 整備管理者は、整備管理規程を定め、これに基づき業務を行う必要がある。

* 罰則 : 道路運送車両法第110条(30万円以下の罰金)